

テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議について(改訂)

令和5年3月

財務省

経済産業省

外務省

内閣官房

警察庁

金融庁

法務省

出入国在留管理庁

公安調査庁

テロリスト等の資産を遅滞なく凍結すること等を求める国際連合安全保障理事会決議の確実な履行のため、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき平成14年5月に設置された「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)」について以下のとおり改める。

1. テロリスト等の資産を遅滞なく凍結すること等を求める国際連合安全保障理事会決議(第1267号、第1373号、第1988号、第1989号、第2253号等)を我が国として誠実に履行するため、連絡会議は関係省庁間の協力により、外為法の規定による資産凍結等の措置(支払等及び資本取引に係る許可制度)の対象となるテロリスト等を特定する作業を行い、もって当該措置の機動的な実施に資することを目的とする。
2. 連絡会議の議長は、必要があると認めるときは、連絡会議の構成員と協議の上、構成員を追加することができる。また、議長は必要があると認めるときは、連絡会議の構成員と協議の上、その他の関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

3. 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に幹事会を設置することとし、連絡会議の議長は、連絡会議の構成員と協議の上、幹事会の構成員となるべき関係行政機関の職員の官職を指定するものとする。
4. 連絡会議の構成員は、外為法に規定する資産凍結等の措置の対象となるテロリスト等を特定する必要があると認める場合その他必要と認める場合には、連絡会議の開催を求めることができる。
5. 連絡会議の庶務は、財務省及び経済産業省が、関係省庁の協力を得て処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、資産凍結等の措置の対象となるテロリスト等の追加指定に係る事項、国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁を実施する制裁委員会への資産凍結措置の対象となる者の追加指定の提案その他必要な事項は、連絡会議において別途定める。

連絡・問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5753

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3242

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-5501-8000 内線 3307